

13. 市 民 経 済 計 算

1 3-1 産 業 別 市 内 総 生 産

区 分	実 額 (百万円)		対 前 年 度	26 年 度
	26 年 度	27 年 度	増 加 率 (%)	構 成 比 (%)
総 額	108,718	129,283	18.9	100.0
第 1 次 産 業	2,095	2,075	△ 1.0	1.6
農 業	2,077	2,057	△ 1.0	1.6
林 業	16	16	0.0	0.0
水 産 業	2	2	0.0	0.0
第 2 次 産 業	33,551	52,609	56.8	40.7
鉱 業	11	15	36.4	0.0
製 造 業	27,694	37,045	33.8	28.7
建 設 業	5,846	15,549	166.0	12.0
第 3 次 産 業	72,133	73,646	2.1	59.5
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 料 ・ 廃 棄 物 処 理 業	3,164	3,486	10.2	2.7
卸 売 ・ 小 売 業	14,549	14,619	0.5	11.3
金 融 ・ 保 険 業	2,720	2,813	3.4	2.2
不 動 産 業	17,012	17,293	1.7	13.4
運 輸 ・ 郵 便 業	4,839	4,892	1.1	3.8
宿 泊 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	2,253	2,337	3.7	1.8
情 報 通 信 業	2,485	2,458	△ 1.1	1.9
専 門 ・ 科 学 技 術 、 業 務 支 援 サ ー ビ ス 業	3,176	3,244	2.1	2.5
公 務	3,741	3,812	1.9	2.9
教 育	4,897	4,997	2.0	3.9
保 健 衛 生 ・ 社 会 事 業	7,904	8,270	4.6	6.4
そ の 他 の サ ー ビ ス	5,393	5,425	0.6	4.2
輸 入 品 に 課 さ れ る 税 ・ 関 税 (控 除)	1,839	2,137	16.2	1.7
総 資 本 形 成 に 係 る 消 費 税	900	1,184	31.6	0.9

※平成26年度の数値については、遡及改訂しています。 資料：新潟県市町村民経済計算

※平成27年度より区分変更されました。

13-2 市民所得（分配）

区 分	実 額 (百万円)		対前年度	26 年 度
	26 年 度	27 年 度	増加率 (%)	構成比 (%)
総 額	99,994	100,993	1.0	100.0
雇 用 者 報 酬	74,713	74,935	0.3	74.2
財 産 所 得	6,505	6,876	5.7	6.8
一 般 政 府	△ 690	△ 390	43.5	△ 0.4
家 計	7,106	7,178	1.0	7.1
対家計民間非営利団体	89	88	△ 1.1	0.09
企 業 所 得	18,776	19,182	2.2	19.0
民 間 法 人 企 業	6,857	7,055	2.9	7.0
公 的 企 業	△ 15	△ 199	△ 1226.0	△ 0.2
個 人 企 業	11,934	12,326	3.3	12.2
(参考)				
一人当たり市民所得（千円）	2,447	2,487	1.6	—
雇 用 者 一 人 当 たり 雇 用 者 報 酬 (千円)	4,011	4,001	△ 0.2	—

※平成26年度の数値については、遡及改訂しています。

資料：新潟県市町村民経済計算

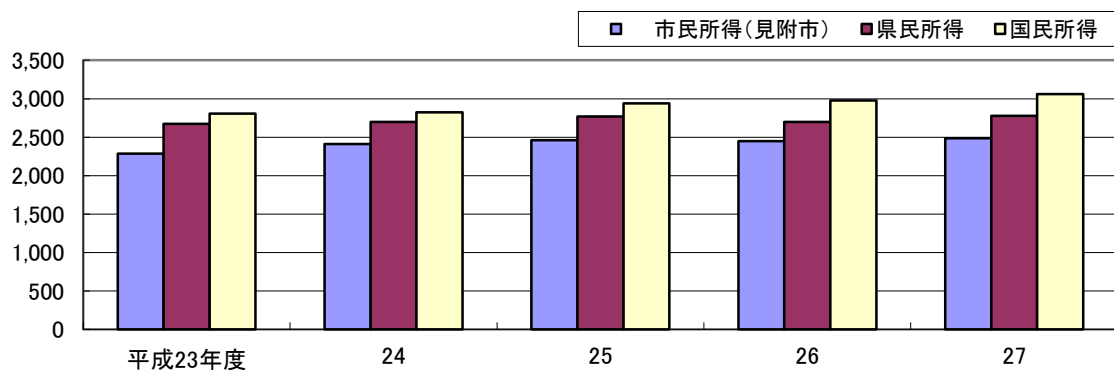
13-3 一人当たり所得

年 度	実 績 (千円)			対県民所得	対国民所得
	市民所得 (A)	県民所得 (B)	国民所得 (C)	(%) A/B	(%) A/C
平成23年度	2,284	2,673	2,806	85.4	81.4
24	2,411	2,697	2,822	89.4	85.4
25	2,460	2,767	2,938	88.9	83.7
26	2,447	2,697	2,977	90.7	82.2
27	2,487	2,778	3,059	89.5	81.3

※平成26年度以前の数値については、遡及改訂しています。

資料：新潟県市町村民経済計算

一人当たりの所得の比較



市民経済計算の概念

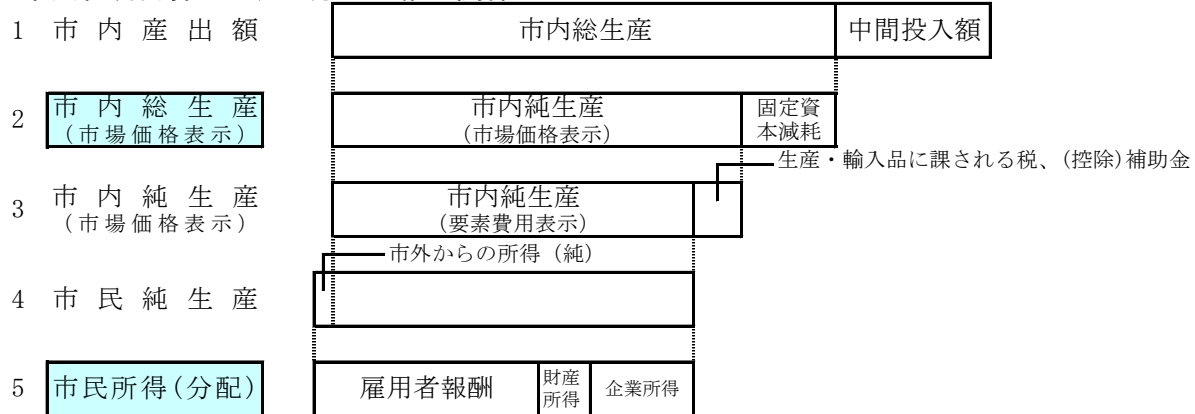
1 市民経済計算とは

市民経済計算とは、市という行政区域を単位として、一年度間に経済活動によって生み出された付加価値を貨幣価値で評価したものです。

経済活動によって生み出された付加価値は、その生産に参加した人や企業などに分配され、分配された所得は消費や投資として支出され、さらに生産を呼び起こします。このように経済活動は生産、分配、支出という循環を繰り返していますが、これらは同一の付加価値を異なる面からとらえたものであり、概念上一致するものです。（三面等価の原則）

市民経済計算では、資料上の制約から、生産、分配、支出のうち、生産と分配の二面のみ推計しています。生産と分配の関係を図示すると次のとおりです。

—市民経済計算の生産と分配の相互関係—



市民所得(分配) : 市民経済計算で表章した部分

2 市民経済計算の生産と分配の概念及び内容

(1) 内概念と民概念

市民経済計算では内概念（属地主義）と民概念（属人主義）の二つの概念があります。

内概念は、市という行政区域内で生み出された付加価値を、その生産に携わった者の移住地を問わず把握するものであり、市民総生産は内概念で推計されます。

民概念は、市町村の居住者が生み出した付加価値をその生産活動の地域を問わず把握するもので、市町村民所得（分配）は民概念で推計されます。

(2) 市内総生産

一年度間に市内の各経済部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値を、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の経済主体別に示したもので、算出額から中間投入を控除したものにあたります。

(3) 市民所得（分配）

生産活動によって新たに生み出された付加価値が、その生産活動に労働、資本等の生産要素を提供した市内の居住者（法人も含む。）にどのように分配されるかを把握したもので、雇用者報酬、財産所得、企業所得から構成されます。

(4) 関連指標

統計表中の関連指標は次により算出したものです。

ア 一人当たり市民所得＝市民所得（分配）÷市の総人口

イ 一人当たり雇用者報酬＝雇用者報酬÷雇用者数（市民ベース）

(5) 一人当たり市民所得

市民所得（分配）には、個人に分配される所得（雇用者報酬、財産所得など）のほか、民間法人企業所得、公的企業所得、一般政府の財産所得などが含まれていることから、一人当たり市民所得は、市全体の経済水準を表す一つの指標であって、個人の所得水準を表すものではありません。